

性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた 取組の強化に関する指定都市市長会要請

国における性的少数者への取組として、平成 22 年 12 月に閣議決定された第 3 次男女共同参画基本計画において、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」という基本的な考え方が示され、第 4 次男女共同参画基本計画では、内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省等の関係府省が担当府省とされた。

各自治体においては、東京都渋谷区で渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例が平成 27 年 4 月に施行され、同年 11 月に「パートナーシップ証明制度」が日本で初めて導入された。引き続き、東京都世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、札幌市、福岡市及び大阪市も「パートナーシップ制度」を導入し、さらに千葉市、さいたま市などが導入を検討しており、全国的な広がりを見せてきている。

このような状況を踏まえると、国は、既にパートナーシップ制度を導入している自治体の制度と整合を図りながら、当事者が居住する地域に関わらず、あらゆる性別、性的指向、性自認、性表現が尊重されるよう社会環境の整備に取り組むとともにパートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要と思われる。

平成 26 年 12 月にはオリンピック憲章に、性的指向による差別禁止が盛り込まれており、東京 2020 大会開催地の日本でも喫緊に取り組むべき課題と考える。

誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現を目指し、国として次の事項に早期に取り組むよう、指定都市市長会として強く要請する。

1. 各府省が所管している性的少数者に係る様々な施策を総合的に調整し、一元管理する組織を明確にすることにより、国としての取組を強化すること。
2. 国として、性の多様性を認め合う社会の実現に向けて、先行自治体の取組事例や意見等を踏まえ、性的少数者への理解促進や取組の強化に関する取組方針を示すこと。

**平成 30 年 7 月 23 日
指定都市市長会**